

## 平成18年度の人事行政の運営等の状況

人事行政の運営の状況について、福井県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第4条の規定に基づき、平成18年度の状況を下記のとおり公表します。

### 1 任免及び職員数に関する状況

#### (1) 任免

平成18年度における広域連合の職員はすべて福井県および構成市町ならびに福井県国民健康保険団体連合会からの派遣職員で構成されているため、職員の採用や退職などの任免については派遣元で行われており、本広域連合では行われていません。

#### (2) 職員数

広域連合長の事務部局の職員数は、福井県後期高齢者医療広域連合職員定数条例で定められており、定数25人に対し平成18年度末の職員数は10人となっています。

また、議会の事務部局の職員、選挙管理委員会の事務部局の職員、監査委員の事務部局の職員はそれぞれ定数5人で広域連合長の事務部局の職員が兼務します。

職名	人数
事務局長	1
事務局次長	1
課長補佐	1
主査	3
主事	4
計	10

(平成18年度末 単位：人)

### 2 給与の状況

職員の給与は、基本としての給料と期末・勤勉手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、地域手当などの手当があります。給料額は条例で定められています。

(当広域連合職員は、派遣職員で構成されているため、派遣元の給与条例等に

基づいています。)

(1) 人件費

平成18年度決算額 1,548,227円

※ 人件費には特別職(議員、各種委員)に支給される報酬は含まれていません。

(2) 職員手当

広域連合条例または派遣元の規定に基づいて支給されています。

3 勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間

勤務時間や休暇などは、福井県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間及び休暇等に関する条例、同施行規則で定められています。

1週間の勤務時間	40時間
開始時刻	午前8時30分
終了時刻	午後5時30分
休憩時間	正午から午後1時

(2) 休暇等

給与が支給される有給休暇は、事由を問わず毎年付与される年次休暇と、結婚、出産等の特定の事由に基づいて認められる特別休暇等があります。このほか、介護休暇等における給与については派遣元と同様に扱います。

4 分限及び懲戒処分

分限処分とは、職員が十分に職責を果たすことができない場合に、公務能率を維持するために行う処分をいい、また、懲戒処分とは、職員の義務違反に対して、公務における秩序を維持するために職員の責任を迫及する処分をいいます。

平成18年度の処分の状況について、分限、懲戒いずれの処分もありませんでした。

5 服務の状況

職員は、全体の奉仕者として公共の利益のため勤務し、かつ、職務の遂行に

当たっては全力を挙げてこれに専念しなければならないこととされています。そのため、法令及び上司の職務上の命令に従う義務、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない義務、職務に専念する義務、信用失墜行為及び争議行為の禁止、政治的行為や営利企業等での従事も制限されています。民間企業の勤労者とは異なり、服務上の様々な制約が課されています。

服務規律の確保に向けた昨年度の取り組み状況としては、機会を捉えて服務規律の確保の周知徹底を図るとともに、職員一人ひとりに対し十分注意を喚起し、適切な指導に努めています。

## 6 研修及び勤務成績の評定の状況

職員の研修については、職員の勤務能率の発揮及び増進を目的に派遣元で様々な研修を行っています。

## 7 福祉及び利益の保護の状況

### (1) 福利厚生

本広域連合では、地方公務員法、労働安全衛生法等に基づき、職員の公務能率の増進を図るため、各種福利厚生事業を実施しています。

### (2) 利益の保護

職員の利益は、勤務条件に関する措置要求制度及び不利益処分に対する不服申し立て制度によって保護されています。

勤務条件に関する措置要求制度は、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、地方公共団体の当局から適切な措置が執られるべきことを、職員が公平委員会に対して要求する制度です。また、不利益処分に対する不服申し立て制度は、不利益な処分を受けた職員が公平委員会に対して不服申し立てを行うことを認める制度です。